

新潟県公安委員会規則第1号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月4日

新潟県公安委員会

委員長 小 熊 迪 義

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

第1条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則（平成23年新潟県公安委員会規則第8号）

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>別記様式第1号（第2条関係）</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">不許可通知書</p> <p>(略)</p> <p>(教示)</p> <p>1 審査請求について</p> <p>この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。</p> <p>ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。</p> <p>2 処分の取消しの訴えについて</p> <p>(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> <p>(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p>	<p>別記様式第1号（第2条関係）</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">不許可通知書</p> <p>(略)</p> <p>(教示)</p> <p>1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。</p> <p>2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日（処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第3号（第3条関係）

(略)

不承認通知書

(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期

別記様式第3号（第3条関係）

(略)

不承認通知書

(略)

(教示)

1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。

2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日（処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第4号(第4条関係)

(略)

特例風俗営業者不認定通知書

(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内(以下「不服申立期間」といいます。)に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日

別記様式第4号(第4条関係)

(略)

特例風俗営業者不認定通知書

(略)

(教示)

1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。

2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日(処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。))この処分の取消しの訴えを提起することができます。

の翌日から起算して1年を経過した後であつても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第6号（第6条関係）

(略)

処分通知書

(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても処分の取消しの訴えを提起する

別記様式第6号（第6条関係）

(略)

処分通知書

(略)

(教示)

この処分について不服があるときは、処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

ことが認められる場合があります。

別記様式第7号（第7条関係）

(略)

指示書

(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第7号（第7条関係）

(略)

指示書

(略)

(教示)

1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。

2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日（処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第9号（第7条関係）

(略)

措置命令書

(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第9号（第7条関係）

(略)

措置命令書

(略)

(教示)

1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。

2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日（処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

第2条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(<u>風俗営業の営業所の管理者の解任勧告</u>) 第5条 (略)</p> <p>(<u>特定遊興飲食店営業の不許可の通知</u>) 第5条の2 <u>法第31条の23において準用する法第5条第3項の規定による許可をしないときの通知は、別記様式第5号の2により行うものとする。</u></p> <p>(<u>特定遊興飲食店営業の承認等</u>) 第5条の3 <u>法第31条の23において準用する法第7条第1項、第7条の2第1項、第7条の3第1項又は第9条第1項の規定による承認は別記様式第5号の3により、不承認は別記様式第5号の4により行うものとする。</u></p> <p>(<u>特例特定遊興飲食店営業者の不認定の通知</u>) 第5条の4 <u>法第31条の23において準用する法第10条の2第4項の規定による認定をしないときの通知は、別記様式第5号の5により行うものとする。</u></p> <p>(<u>特定遊興飲食店営業の営業所の管理者の解任勧告</u>) 第5条の5 <u>法第31条の23において準用する法第24条第5項の規定による管理者の解任の勧告は、別記様式第5号の6により行うものとする。</u></p> <p>(許可の取消し等) 第6条 <u>法第8条(法第31条の23において準用する場合を含む。)、法第26条第1項若しくは第31条の25第1項の規定による許可の取消し、法第10条の2第6項の規定による特例風俗営業者の認定の取消し、法第31条の23において準用する法第10条の2第6項の規定による特例特定遊興飲食店営業者の認定の取消し、法第26条、第30条第1項若しくは第3項、第31条の5第1項、第31条の6第2項第2号、第31条の15第1項、第31条の20、第31条の21第2項第2号、第31条の25、第34条第2項、第35条、第35条の2、第35条の4第2項若しくは第4項第2号の規定による営業停止命令又は第30条第2項、第31条の5第2項、第31条の6第2項第3号若しくは第31条の15第2項の規定による営業廃止命令は、別記様式第6号により行うものとする。</u></p> <p>(指示等)</p>	<p>(管理者の解任勧告) 第5条 (略)</p> <p>(許可の取消し等) 第6条 <u>法第8条若しくは第26条第1項の規定による許可の取消し、法第10条の2第6項の規定による特例風俗営業者の認定の取消し、法第26条、第30条第1項若しくは第3項、第31条の5第1項、第31条の6第2項第2号、第31条の15第1項、第31条の20、第31条の21第2項第2号、第34条第2項、第35条、第35条の2、第35条の4第2項若しくは第4項第2号の規定による営業停止命令又は第30条第2項、第31条の5第2項、第31条の6第2項第3号若しくは第31条の15第2項の規定による営業廃止命令は、別記様式第6号により行うものとする。</u></p> <p>(指示等)</p>

第7条 法第25条、第29条、第31条の4第1項、第31条の6第2項第1号、第31条の9第1項、第31条の11第2項第1号、第31条の14、第31条の19第1項、第31条の21第2項第1号、第31条の24、第34条第1項又は第35条の4第1項若しくは第4項第1号の規定による指示は、別記様式第7号により行うものとする。

2・3 (略)

(午前零時以後において風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域)

第14条 条例第4条の2の規定により、午前零時以後において風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域として定める地域は、別表第3のとおりとする。

別表第3 (第14条関係)

(1) 新潟市中央区のうち、弁天1丁目、花園1丁目(2番及び3番の地域に限る。)、東大通1丁目、東堀前通8番町、同9番町、東堀通8番町、同9番町、古町通8番町、同9番町、西堀前通8番町及び同9番町の地域

(2) 長岡市のうち、大手通2丁目、坂之上町1丁目、東坂之上町1丁目、殿町2丁目及び同3丁目の地域

別記様式第5号 (第5条関係)

(略)
風俗営業管理者解任勧告書
(略)
記
1 営業所
(略)
2・3 (略)
(略)

第7条 法第25条、第29条、第31条の4第1項、第31条の6第2項第1号、第31条の9第1項、第31条の11第2項第1号、第31条の14、第31条の19第1項、第31条の21第2項第1号、第34条第1項又は第35条の4第1項若しくは第4項第1号の規定による指示は、別記様式第7号により行うものとする。

2・3 (略)

(午前1時まで風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域)

第14条 条例第4条の2の規定により、午前1時まで風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域として定める地域は、別表第3のとおりとする。

別表第3 (第14条関係)

新潟市中央区のうち、弁天1丁目、花園1丁目(2番及び3番の地域に限る。)、東大通1丁目、東堀前通8番町、同9番町、東堀通8番町、同9番町、古町通8番町、同9番町、西堀前通8番町及び同9番町の地域

別記様式第5号 (第5条関係)

(略)
風俗営業管理者解任勧告書
(略)
記
1 風俗営業所
(略)
2・3 (略)
(略)

第3条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則の一部を次のように改正する。
別記様式第5号の次に次の5様式を加える。

第 号

不許可通知書

住所又は居所

氏名又は名称

殿

年 月 日付けで申請のあった特定遊興飲食店営業の許可については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第31条の23において準用する同法第4条の規定により許可しない。

記

理 由

年 月 日

新潟県公安委員会 

（教示）

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号

承認通知書

氏名又は名称

営業所の所在地

営業所の名称

年 月 日付けで申請のあった特定遊興飲食店営業の
承認申請については、次のとおり承認する。

記

承認事由

年 月 日

新潟県公安委員会 

第 号

不承認通知書

住所又は居所

氏名又は名称

殿

年 月 日付けで申請のあった特定遊興飲食店営業の
承認申請については、次の理由により承認しない。

記

理 由

年 月 日

新潟県公安委員会 

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号

特例特定遊興飲食店営業者不認定通知書

住所又は居所

氏名又は名称

殿

年 月 日付けで申請のあった特定遊興飲食店営業の特例特定遊興
飲食店営業者認定申請については、次の理由により認定しない。

記

理 由

年 月 日

新潟県公安委員会 

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号

特定遊興飲食店営業管理者解任勧告書

住所又は居所

氏名又は名称

殿

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）
第31条の23において準用する同法第24条第5項の規定により、次の管理者について
解任を勧告する。

記

1 営業所

営業所の所在地

営業所の名称

2 解任を勧告する管理者

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生（ 歳）

3 解任を勧告する理由

理由

年 月 日

新潟県公安委員会



附 則

この規則中第1条の規定は平成28年4月1日から、その他の規定は同年6月23日から施行する。